

東京都による農畜産物中の放射性物質検査(第 72 報)及び 水産物中の放射性物質検査(第 37 報)について

福島第一原子力発電所の事故を受け、都は第 72 回目の農産物の検査、第 37 回目の水産物の検査を行いましたので、お知らせします。

1 検査内容及び結果

(1) 検査実施機関

- ・東京都農林総合研究センター：農畜産物
- ・いであ（株）、(財)日本食品分析センター：水産物

(2) 検査対象品目

【農産物】

- ・西東京市で栽培したコマツナ 1 検体
- ・世田谷区、杉並区、東久留米市で栽培したナス 3 検体
- ・清瀬市で栽培したトウガン 1 検体
- ・八王子市、府中市、青梅市で栽培したクリ 3 検体
- ・八王子市、羽村市で栽培したコメ 2 検体
- ・瑞穂町で搾乳した原乳 1 検体

【水産物】

- ・神津島村で採取したキンメダイ 1 検体
- ・八丈町で採取したムロアジ 1 検体

(3) 検査結果（詳細は別紙）

検査した結果、すべての検体が基準値を下回りました（平成 24 年 4 月から「一般食品」の基準値は放射性セシウム濃度が 100Bq/kg、「牛乳」の基準値は放射性セシウム濃度が 50Bq/kg に改正されました）。

なお、コメについては、検査を実施した上で出荷・販売するように国から指導されていたところです。都内産のコメは、24 年 7 月に国が示した検査の考え方にに基づき、2 市の検査を行い検出限界値未満の結果でした。この結果から、都内産の 24 年産米の出荷・販売ができるようになりました。

2 今後の対応

都は、今後とも関係機関と連携し、都内産農林水産物等の放射性物質検査を実施していきます。また、今回検査した 2 市以外のコメについても、生産・販売のある 9 市について今後検査を行います。

※ これまでの検査結果については、産業労働局のホームページをご覧ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/whats-new/nousanbutu.html>

《問い合わせ先》

○都内産農林水産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部

(農畜産物) 平野

電話：03-5320-4838

内線：37-320

(水産物) 中野

電話：03-5320-4846

内線：37-410

都内産農畜産物(第72報)、水産物(第37報)の放射性物質検査結果

別紙

1 農畜産物の結果

品目	採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
				セシウム-134	セシウム-137
1 コマツナ (露地栽培)	西東京市内農家	平成24年 9月18日	東京都農林総合研究センター	ND (< 5)	ND (< 6)
2 ナス (露地栽培)	世田谷区内農家	平成24年 9月18日		ND (< 5)	ND (< 5)
3 ナス (露地栽培)	杉並区内農家	平成24年 9月18日		ND (< 4)	ND (< 6)
4 ナス (露地栽培)	東久留米市内農家	平成24年 9月18日		ND (< 5)	ND (< 6)
5 トウガン (露地栽培)	清瀬市内農家	平成24年 9月18日		ND (< 4)	ND (< 6)
6 クリ (露地栽培)	八王子市内農家	平成24年 9月13日		ND (< 5)	ND (< 7)
7 クリ (露地栽培)	府中市内農家	平成24年 9月17日		ND (< 5)	ND (< 6)
8 クリ (露地栽培)	青梅市内農家	平成24年 9月 9日		ND (< 4)	5.2
9 コメ (露地栽培)	八王子市内農家	平成24年 9月10日		ND (< 3)	ND (< 3)
10 コメ (露地栽培)	羽村市内農家	平成24年 9月11日		ND (< 4)	ND (< 4)
11 原乳 <small>注</small>	瑞穂町内酪農家	平成24年 9月19日		ND (< 0.6)	ND (< 0.7)

2 水産物の結果

品目	採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
				セシウム-134	セシウム-137
1 キンメダイ	三浦漁港(神津島村)	平成24年 9月12日	いであ (株)	ND (< 0.57)	ND (< 0.71)
2 ムロアジ	神湊漁港 (八丈町)	平成24年 9月13日	(財) 日本食品分析センター	ND (< 5.2)	ND (< 5.4)

注 原乳とは、乳牛から搾乳したばかりの生乳のことで、基準値は「牛乳」に分類される

※ 農林水産物の放射性セシウムの新基準値はセシウム-134と137の合計で100Bq/kg、放射性ヨウ素は半減期が短いため基準値の設定はなし

※ 牛乳の放射性セシウムの新基準値はセシウム-134と137の合計で50Bq/kg、放射性ヨウ素は半減期が短いため基準値の設定はなし

※ 「ND」とは、検査機関の分析による検出限界値未満を示す